

【59 釈 文】 吾妻郡太田尋常高等小学校補助准訓導配置の具申

(明治三十九年：一九〇六)

三第一九五号

部内太田尋常高等小学校ニ従来、補助准訓導一人ヲ置クコト、相成居候処、今般、補助准訓導一人ヲ増加スルノ必要ヲ認め、明治三十九年勅令第二号第五條、及小学校令施行規則実施二関スル細則第七十九條ニ依リ村長ノ意見ヲ聞キ、補助准訓導月俸一人六円、一人月俸八円ノ二人ヲ置クコト、相定メ候条、此段具申候也

明治三十九年四月二十三日

吾妻郡長 山崎金四郎 印

名簿登記済

群馬県知事 吉見輝殿

【59 読み下し文】

三第一九五号

部内太田尋常高等小学校に従来、補助准訓導(くんどう)一人を置くことと相成り居り候処、今般、補助准訓導一人を増加するの必要を認め、明治三十九年勅令第二号第五條、及び小学校令施行規則実施に關する細則第七十九條に依り村長の意見を聞き、補助准訓導月俸(げっぼう)一人六円、一人月俸八円の二人を置くことと相定め候条、此の段具申(ぐしん)候也

明治三十九年四月二十三日

吾妻郡長 山崎金四郎 印

名簿登記済

群馬県知事 吉見輝殿